

### 第3回「あいち森と緑づくり委員会」

- 1 日 時 平成 21 年 1 月 29 日(木) 午後 1 時 30 分から 4 時 30 分まで
- 2 場 所 愛知県白壁庁舎 第 4 会議室
- 3 出席者 あいち森と緑づくり委員会 委員 6 人  
(服部委員、浅野委員、天野委員、原田委員、堀田委員、真弓委員)  
農林水産部農林基盤担当局 伊藤義英技監他 事務局担当職員
- 4 議事(要約)等 以下のとおり
  - 1) あいさつ  
伊藤義英技監 (農林水産部農林基盤担当局)
  - 2) 議事
    - 議題 1「平成 20 年度あいち森と緑づくり関係事業の実施状況について」

<事務局から資料 1 により説明>

(委員長)

質問等あれば発言してほしい。

(委員)

森林整備のモデル事業について、細かいデータをサンプルでいいので教えて欲しい。実際に今後この事業を実施していく場合に、それぞれの現場で状況は違う。それに対して柔軟かつ適切な判断を誰がどのようにしていくのかというところが気になる。その参考資料という意味で、例えば、豊根村下黒川のサンプルでスギ、ヒノキの比率はどうなのか、分かれていたのか混ざっていたのか、実際の間伐率は本数で何割、材積でどのくらいか。あるいは、林内の照度は実行前と後でどうだったのか教えて欲しい。作業道についても状況を教えて欲しい。

(事務局)

現在実施中であるので、まだ用意できていない。後日提供したい。

(委員)

後日なら全件教えて欲しい。

(委員長)

ここに書いてあるモデル事業について、わかる範囲でいいので、後日まとめて送って欲しい。他の委員にも同時に送って欲しい。

(委員)

里山林の整備体系はむしろ人工林よりも無い状況。地形や植生、水系等里山林は複雑に絡み合っている。里山林のモデル事業の整備内容の指針、手法等を提示して欲しい。

緑の教室モデル事業の高浜市の例を見学した。この事業がどうこうというよりも、学校ビオトープが一時期ブームになったが、今回「学校林」という発想ができないかと思っている。植樹活動についても、例えば自分の学校に雑木林をつくっていこう、地域の苗木をそこで育てて学校の中に森をつくっていこう、という発想があれば、夢もあるし、小学校であれば6年間在籍するので、その間の変化もみえる。また先輩から後輩へ受け継ぐということで、面白い方法ではないかと思う。神奈川県では例があると聞いている。

都市の緑モデル事業で、東海市・安城市において植樹活動が行われますが、植樹活動は非常にイメージがよく、多くの人が集まるが、この後の育林活動というものが非常に重労働で、かつ継続性が求められる。今後どのようにフォローされていくのか。この事業の中でどう対応していくのか。このプログラムの中に書き込んでおく必要があるのではないのか。

(事務局)

里山林について、整備の方向はかなりまちまちで、地元との摺り合わせをしながら進めていくことになる。里山林の整備については提案型ということで、市町村の提案により行うもの、市町村事業として身近な里山を整備するもの、それから、防災的な施設が必要なものについて県の直営でやっていくものということで大まかな区別をしているが、その中でもそれぞれ実際に工事にかかる前に調査をしてから進めていくことになる。

(事務局)

学校林について、今年度は「緑の教室モデル事業」として緑のカーテンを学校に設置する事業を行ったが、来年度の事業のメニューは緑のカーテンに限定しているものではない。緑のカーテンは一つの例として、フィールドも学校に限らず地域の色々な所で、緑を使った、主に温暖化防止やヒートアイランドという観点の環境学習に絡めた事業を考えてい

る。

学校林についてこの事業の対象として行えるかどうかは、費用面も含めて難しいかもしれないが、メニューとしては緑のカーテンに限ってない。

(事務局)

都市の緑モデル事業で植えた後のフォローをどうするのかについて、安城市と東海市では事情が違っている。安城市の場合は公園の中で植えているので、公園施設として管理していくことになる。ただ、参加された皆さんが植えていただき、(植えた木に対して)愛着があると思うので、できれば管理していただきたいという話はある。

東海市の件については、植樹する場所が緩衝緑地なので、植樹後に一般の人たちが入る場所ではない。もともと市が実施している「21世紀の森づくり事業」は、植樹後は自然淘汰にまかせるということで、ポット苗をたくさん植えるが、一本、一本支柱をつける植え方ではなく、たくさん植えて森をつくっていくやり方。

先ほど学校林の話がでたが、都市の緑のメニュー「県民参加緑づくり」の中で、県民参加による植樹を行う事業がある。例えば地区の方・PTAの方といった県民の方がこの事業で学校に木を植えることは可能と思う。学校管理者が行う植樹はこの事業の対象とならないが、県民参加でやっていただき、市町村が事業主体になれば可能と思っている。

## ○ 議題2「あいち森と緑づくり事業計画案について」

<事務局から資料2、2-1、2-2により説明>

(事務局)

ー委員会に欠席委員の意見を紹介ー

4点ある。1 ページ「1 目的と背景」第4段落3行目、「環境学習などの取り組みを」を「環境、健康や教育など植物の持つ多面的効果を活かした取り組みを」に。その理由は、現行の文章では、2ページにある「森林の公益的機能」にあるような、より広範かつ高次的な効用が期待できる植物の多面的効果を表現できない。実際に、園芸福祉や森林浴などの健康増進、グリーンツーリズムなどのレクリエーション、農山村留学などの都市山村交流・地域振興、環境教育や食育の教育などの活動展開が行われており、本事業により、今後一層の進展を図る必要がある。これら取り組みは、前半部分にある「市民参加」と車輪の両輪であり、

本事業の推進に不可欠であるため。

2点目、11ページ「イ 新たな施策展開の方向」第1段落1行目、「緑がもつ環境改善や防災機能、景観形成などの公益的機能」を「緑がもつ環境改善や防災機能、健康増進などの公益的機能」に。景観形成は、環境改善に包含できるため削除。その理由は「新たな」施策展開として、緑の持つ多面的効用の中でも、地域社会にとっても大きな課題でもある「健康や福祉、精神」的効用を活かす取り組みを強調すべき。市民にとっても関心事であり、親しみやすく取り組みやすいため、市民参加の促進に有効である。市民の身近な公園や街路、河川敷等で緑を育てながら「健康長寿あいち」の推進に貢献できる。

また、既存の花ボランティアやNPO等と協働できるよう、草花も含めた活動に幅を拡大し、学校での環境教育、食育、花育などにも展開する。

緑のカーテン活動も屋上緑化もビオトープも芝生も草本類が不可欠であり、都市緑化事業から除外するのはおかしい。

緑の持つ多面的な効用の中でも、特に「健康」「環境」「教育」の3Kは、先進的分野であり、新しい価値を創造する市民活動との連携は不可欠である。

ちなみに農業分野では、園芸福祉活動として全国で展開されており、農水省でも厚労省と連携して、障害者雇用の推進策として検討を始めている。

3点目、23ページ「(4) 都市緑化推進活動」ア趣旨第2段落1行目以降、「特に、近年では、ヒートアイランド・・・」を「特に、近年では、ヒートアイランド現象の緩和、緑を育てることによる健康増進やコミュニティの活性化、地震発生時・・・」とし、健康増進やコミュニティの活性化を追加し、都市緑化で生物多様性の保全は実施が困難なので削除すべき。その理由は2点目と同様。

4点目、23ページ「(4) 都市緑化推進活動」イ事業内容において、i) 身近な緑づくり、2つ目の○の下から2行目の「必要な植樹、園路整備、土壌改良・・・」を「必要な植樹、園及び園路整備、土壌改良・・・」に、iii) 美しい並木道再生 2行目の「街路樹の植え替え、植樹柵の改修、・・・」を「街路樹の植え替え、植栽柵の改修、植栽柵内花壇の整備、・・・」とし、草本類も包含できると読める内容にしてほしい。

(委員)

愛知県の中でも、地域特性があり様々なやり方がある。例えば環境学習においても、緑のカーテンだけではなく、木質ペレット等のような木質バイオマスを始めとする新エネルギーの利用についても少しでいいので、緑の利用として、環境教育のメニューとして加えたらよいと思う。

もう一つ、委員のご発言に相反する気持ちがある。都市の緑化では、生物多様性はあまり整合性がないのではないかと、話をうけたが、そうは思っていない。

環境省と中部環境パートナーシップオフィスが主催する平成20年度協働型環境政策立案実施意見交換会に出させてもらったところ、NEXCO（中日本高速道路株式会社）が一つの事例を提示していた。名古屋市の東山あたりの森と名古屋市と名古屋市以外を含めた西の森でスキーム1、スキーム2という形で中日本高速道路が約1000本の苗木を提供することによって植樹などの活動を行い、都市緑化の中で生物多様性を広めていくというようなプランを聞いた。5年間という税を使う道筋が着々と広げられているが、その中にこの税を使った企業との連携の中で、5年だけではなく、5年以上続けていくような施策などが始まっていくことを望む。

（事務局）

木質ペレットを学校教育の中にとという示唆だったと思うが、承知している範囲では、愛知県で木質ペレットは豊根村で生産している。地球温暖化対策の中で、これまで化石燃料に頼っていた熱源を木質ペレットに変えていこうという動きはある。全国的な研究も生産体制も整いつつあるが、経費的な面で採算が合わないので、導入が進んでいないのが実状。木質資源をエネルギー源にとというのは今後重要な課題と思っているが、そのような動きが地域全体からあがってくることを期待している。

（委員）

豊田市は多くの森林を抱えている地域であり、豊田市の行政に携わっている立場の人が多くの心配をされている。間伐をするという総論的なところは理解出来るが、地主と調整を行うのは地元の自治体というスキームになっている中で、地主と調整にあたっての選定基準が理解しにくい、説明責任のある自治体として不安を抱えている。ということを知ってきた。公費で民有地を間伐していくので、常に公平性を保たなければならないし、県民に理解が得られるように、選定基準や間伐の必要性をもう少し明確にしていく必要があると思う。

21年度は目の前であるが、県と豊田市との調整が不十分であり、不安を感じていると聞いてきたので、ぜひ、もう一度整理して、目的にあった事業を21年度からスムーズに実施されるように要望する。

（委員長）

非常に重要な質問と思う。現場で臨機応変な対応も必要と思うが、選

定の基準、現場でのマニュアル的なもの等がないと地域によってバラバラになる。基本的な考え方の整理が必要。場合によってはこの計画の中に書かなければならないこともあるかもしれない。現時点のお考えを示して欲しい。

(事務局)

ご指摘のように調整の不十分さは感じている。先ほどお見せした図面は、そこを全てやっていくものではなく、対象となる森林を机上で拾い上げたもの。実際に事業の実施にあたっては、現地で判断することになる。

地元の市町村や関係者との調整はもっとも重要なことと私どもも考えており、説明の機会や調整をさせていただいている。危険な場所等の基本的な考え方は示させていただいて、しっかり調整をとって進めていかなければならないと思っている。

地元が不安を抱えていることに関して、私どもも責任を感じるので、これまで以上に説明、調整をとっていきたいと考えている。

(委員)

私がこれまで申しあげたことが盛り込まれていない。どこからどのように手をつけていくのか、地域の合意を取り付けていく仕組みがない。手がけていけるような仕組みが大切。所有者との接点をまるまる市町村に委ねることは市町村の負担が大きく、滞ることを懸念している。

しかし、きちんとした仕組みを作り上げることは、大変なことで、簡単に出来るものではない。この施策を進めていきながら、並行して仕組みを徐々に作り上げていくことが必要。

公共事業として、間伐をして針広混交林等の公益的機能の発揮する森林へ誘導することが目的であるので、成果をどのように大きく出すか課題。林分によって大きく状況が変わる。どのような施業がベストか、セオリーは確立されていない。手探り状態の中で効果が出るような施業を現場でどのように判断が行われるのか不明。それなりに判断できる人材にどのように任せるか、という仕組みが必要。

ちなみに私が先週調査した結果がある。50年生のスギ林、ヘクターあたり 800本の林分においても、机上で計算したら必要な間伐の率は50%という結果がでた。このような事例もある。

河川沿いが加わってきたが、どこまでを対象とするか聞きたい。山の沢を全て対象としないだろうし、河川にはいろいろあるのでどこまでを対象にするのか教えて欲しい。

公道沿いの100mの根拠もあわせて教えて欲しい。

(事務局)

地域との合意についてですが、仕組みそのものの大まかな流れは27ページに書いてあるが、地域が中心になって進めていかなければならないと考えている。地元との接点ということでは、市町村へは委託で、若干の予算を想定しているが、丸投げと言うことではなくて、県と市町村一体となって進めたいと考えているもの。さらに調整を図っていきたい。

間伐率等については、一律40%を考えているわけではなく、風害や雪害の恐れのある所など、必要な間伐率を判断できるような現地での調査等を能力のあるところに調査委託をしていく必要があると考えている。

河川沿いについては、河川法で言う1級河川、2級河川、準用河川を対象としていくべきではないかと考えている。ご指摘の小さい沢までとか全ての河川を対象とは考えていない。

公道沿いの距離の根拠であるが、樹高の2倍程度は50~60mとなるが、公道沿いの周辺の森林を健全に維持するということ、凸凹があることを想定し、その周辺部最大100mまでを対象と考えているところ。

また、40%の間伐率については、今回事業を実施していく中で県の森林・林業技術センターとの連携により、植生の導入状況について調査をしていかなければならないと考えている。

(委員)

ヘクタール800本の事例については、50%の間伐が必要な事例もある、場所によっては40%以上の間伐も必要と言うことで話した。間伐率は誰が判断をするのか、仕組みを聞きたい。市町村がやるのか。

(事務局)

調査測量は市町村ではなくて専門業者に発注する。間伐率は原則40%以上としているが、発注した成果である調査結果を踏まえて、所有者等と調整したうえで県の担当が最終的に責任を持って判断する。

(委員)

境界の確定は調査測量の中で行うのか。

(事務局)

境界の確定は難しい所であるが、地元で調整をするときに、県と市町村が現場で一緒に調整する。あるいは市町村へ委託した中で地元と調整いただく。

(委員)

地元との合意取得の方法については、現地の森林の状況と地域森林計画との整合性を図りつつ、計画的に進めていくという仕組みを作らなければならない。しかし、その仕組みは未だ無くて、新たに作ってでもやっていないとうまくいかないということを改めて申し上げる。

もう一つ、森林組合の位置づけも教えて欲しい。

(事務局)

間伐作業を実施する事業体の一つとしての森林組合と、地域の森林を把握し、地域に精通している森林組合を想定している。市町村に委託をお願いしている部分で協力を仰ぐ部分もある。

(委員)

山の状況は森林組合が掌握している部分もあるので、山主との接点の部分で、森林組合の位置づけについてこの計画の中での図式を工夫すべき。

(委員長)

この市町村との関係の中に森林組合を含めることは可能か。

(事務局)

県から調整やとりまとめ等について市町村への委託を想定しているが、必ずしも市町村から森林組合におとすことだけを想定しているわけではない。市町村だけでやっていただくことが可能であれば、それでもいいし、とても市町村では出来なくて、森林組合や地元の区、地元の区長や地元の山に詳しい人をお願いして地域をまとめていただいてもよいと考えている。従って、事業の仕組みの中で森林組合を機動的なものとして位置づけるのは難しいと思っている。

(委員長)

いろいろなケースがあり、現場によって変えていく必要があると思う。現場の方が心配されているようなので、市町村や、所有者、森林組合を含めて具体的にわかりやすい丁寧な説明会や資料等により、うまく進めていけるような工夫をしてほしい。あわせて、どんな風にやったかということも記録に残しておいて、次回以降に参考になるようにしてほしい。

(委員)

間伐作業を担う事業体のことに関して、もう1点質問したい。間伐は



森林組合が行うように受け取れるが、森林組合がこれだけの能力があるのか疑問。山間部で土木建設を行っている業者はある。地域の雇用として、森林組合以外の地元の山を知っている事業者を受け入れる、間口を広げる考えがあるのか教えて欲しい。

(事務局)

同様の心配はしている。基本的には地元の山を知っていて、精通しているのは森林組合であると思う。ご指摘のように他の事業者にも参画していただきたいと考えている。県では森林整備の入札参加資格制度を設けており、森林組合も入っているが、その他に山の方の建設業者、造園業者も林業事業者、木材業者等 35 者ほど登録していただいている。当然、随意契約というわけにはいかないなので、いろいろな方に入ってください、指名競争入札の形による発注の仕方と考えている。

(委員長)

委員から何度も言われている地域森林計画制度との整合性も含めた地域の合意に関して、このあいち森と緑づくり事業による森林づくりだけではなく、一般の地域森林計画にも関係してくると思うので、もう少し広い視点で、どの担当かわからないが、県の方で、地域森林計画の策定や見直し時には盛り込んでいただくということで、いつの日か案が出来たときに議論できればと思っているので、願います。

(委員)

今回の会議が今年度最後の会議と思うので、この一年間を振り返って感じたことを述べる。公募枠で委員になったが、森のことも林業のことも全くの素人だが、この1年間大変よい勉強をさせて頂いた。感謝している。

さて前回の会議で既存の事業にはこの税金を充当しないとのことだが、その詳細がわからないので一般的なことで話す。

最初の会議でお願いしたことのうち、農林業関係のことをもう一度繰り返したい。次の5つ。

1つ目、この税金について知らない市民がまだまだ多いと思うので、その点の広報活動を充実してほしい。特に今騒がれている金融危機で内需拡大が叫ばれているが、内需拡大の要は農林水産業の振興だと思う。そうした点を強調して広報すれば関心も高くなると思う。

2つ目、この金融危機で多くの方が失業している。数日前の新聞に農林業への就業希望者が増えているとの記事があった。この税金を使ってそうした人たちの支援に使えないか検討して欲しい。

3つ目、森は人間のためだけにあるわけではない。多くの動物のためのものである。人工林を間伐することが生物多様性に貢献するような施策を実施して欲しいと思う。手入れ不足の人工林が適切に管理され、色々な生物の棲めるビオトープになれば良いと思う。有害獣駆除と云う名目で簡単に動物が殺されるのは心が痛む。特に来年、愛知県ではCOP10(第10回生物多様性条約締約国会議)が開催されるので、その開催県にふさわしい事業になるようお願いする。

4つ目、三河湾の埋め立て問題や漁獲量の減少が新聞に掲載されることがあるが、『森が駄目になれば魚もいなく』との危機感から『森は海の恋人』と云う言葉を旗印にして山に広葉樹の植林運動をしている人が東北地方の漁業関係者におられる。森は人間だけのために存在しているのではないことを自覚して政策を立案して欲しい。

5つ目、この税金は10年で終了するようだが、より永く続けてほしい。知事が変わり、役所の担当者が定年になっても植物の営みは永遠に続く。この税金も10年で終わらないでより長期に続けることを希望する。付け加えて、金額が少なすぎる。1人年500円ではなく、1人月500円にしてもよいと思う。愛知県の森のためだけではなく、日本の森のために役立てて欲しいと思う。

(委員)

3点ある。20ページの里山林整備事業について、対象森林の条件として20年間の転用禁止等の協定締結が省かれている。税金を投入して整備すること、森林と人との共生林でもあり、何らかの形で恩恵の享受が確保できるようにすべきである。10年か20年かの議論はあると思うが、削除された経緯はいかがか。また、提案型整備事業の中で、住民協働での作業が困難な森林整備という記述が削除されている。里山林においては困難な作業はないという判断であれば、理解できないこともないが、住民参加の仕組み作りが不可欠となると思う。

事業対象地の選定基準について、住民参加の基盤ができていところで事業採択されるというのは有効であり、良いことだと考える。最後に、里山保全の評価と整備の技術的指針を明らかにすべきと思う。全ての整備基準を作るのは不可能だと思うが、事業地毎の整備方法、整備目的など技術基準を明確にして欲しいし、基準を誰が作るのかも含め、その仕組みも明らかにしていって欲しい。

(事務局)

協定は締結することとしている。20年という言葉は記載漏れなので、修正する。森林整備は、基本的に住民協働でお願いすることとしている

が、困難な作業は、事業の対象経費として工事として施工していく。記載方法が的確でなく誤解されたのかもしれない。評価の手法については、技術手法、整備基準なども含めこれから考えていくこととしているので、今後も引き続きご意見をいただきたい。

(委員長)

都市の緑とか、環境について何か意見はないか。

(委員)

都市の緑化については、環境、ヒートアイランド対策ということで緑のカーテンとか、壁面緑化とか屋上緑化とか、最近よく言われる。既に都市化されてヒートアイランドになったところを単に対処療法として少しカモフラージュするだけであって、基本的に抜本的なヒートアイランド対策にならない。またこういったことは非常にコストがかかる。

せっかくやるのなら、少し視点を変えて抜本的に都市の緑はこうあるべきだという視点から、そういったことを愛知から発信していただくような施策を考えていただくとよい。

緑のカーテンは確かに大事だが、既にいろいろなところでやっている。他でやっているから、愛知もやりましょうというレベルでは寂しい印象がする。

(委員)

たかが500円、されど500円であるので、森と緑づくりを大切に考えるきっかけの税になって欲しい。埼玉県では、緊急経済対策として県産材と利用した住宅を購入する場合、金利1%相当分5年間補助する方針を固めたとのこと。こうしたことにより都市の人たちが中山間地や県産材に関心を持ってくれるのではないかと考える。

(事務局)

愛知県でも県産材を使った住宅を建築する場合の助成制度「柱材プレゼント」がある。

(委員長)

天野委員発言のヒートアイランドについての抜本的な対応について、この場では事務局から特に説明はなかったが、今回で終わるわけではないので、今後色々な取組を進める中で、いいアイデアを出すよう、検討してほしい。

(委員長)

事業実績と評価について何かあるか。

(委員)

評価についての項目とか、具体的なスケジュールはどのようなか。

(事務局)

具体的な評価項目は、前回例としてあげているが、決めきれていない状況にある。実績については数字としてすぐ表れるが、効果、県民に対してどのような影響があったか等の項目については時間を必要とするものもあり、次年度の委員会で意見をうかがいながら検討していきたい。

(委員)

状況としては理解するが、評価の方法は、実績が上がってから決めればよいというものではなく、どのように評価するかという目標があってそれに向かってどのように取り組んでいくかという考え方が必要だと考える。人工林については、今回これまで手入れができなかったところに対して手当をするわけで、これまでに真剣に手入れをしてきた方たちに対しても評価する配慮が必要になってくると思う。

(委員長)

ひとつおりの意見をいただいたので、次に移るが、また、ご意見等があれば事務局へ提出してほしい。地図や付属の資料の話がありましたけれど、それらは、計画書には添付されるのか。

(事務局)

図面等は膨大な量になり、添付するのではなく、市町村であるとか、県の機関に備え付け、必要なときに閲覧頂くことを考えている。イメージできるようにA4にまとめたものは載せることは検討する。

(委員長)

ホームページでは見ることができるか。

(事務局)

データの大きさの問題、さらに、個人情報も含まれることからどのように取り扱うか検討する。

○ 議題 3 「平成 21 年度事業について」

<事務局から資料 3 により説明>

(委員長)

特に意見等が無いようなので次に進める。

最後になるが、その他として、事務局から伐採木の取り扱いについて、意見を聞きたいとのこと。事務局から説明をお願いします。

○ その他「伐採木の取扱いについて」

<事務局から資料 4 により説明>

(委員長)

伐採した樹木については、一部は安全対策のために道際まで移動し、場合によっては所有者の方に利益が生じることもあるが、処分については所有者にお任せするということだが如何か。先進県でも所有者に任せているということだが、如何か。

(委員)

基本的に有効利用することは大切であり、販売して利用することはよいこと。税で実施するところと実施しないところがあるので、公平性という観点から、税を使って山を保全するための整備をすることは県民の理解は得られるが、その後の販売に向けてのお膳立てをどこまで税金で行うか、しっかりと理論だてできないと、事業実施しない所有者や一般県民の理解が得られないことになる。

(事務局)

有効利用は大切だと考えており、公平性の確保についても必須であると認識している。モデル事業においても、道際からさらに先まで運搬したケースもあり、こうした場合なんらかの利益が発生すると考えられるので、公平性を考慮し、本事業においては安全対策を行う場合にも、道際までの移動としたいと考えている。

(委員)

こうしたことを地元所有者へ説明するのは市町村が行うことになると思うが、今後の市町村への説明会等では、一方的に押しつけるのではな

く、市町村の問題点などをヒアリングし、まとめてから説明会をやればよりスムーズに行くことも考えられるので、検討したらどうか。

(委員)

通常木材を扱う作業は、伐木、造材、搬出という区分をしている。この場合の搬出とは林道際まで持っていくことを言う。林内での移動とのことだが、搬出を公費で行うということになる。そうすると説明が難しくなる可能性があるのではないか。

(事務局)

これまでも、治山事業等でも林内での移動を伴う整理まで行ってきた。今回の事業では、道際から30m程度(樹高程度)の範囲に限って安全対策の観点から林内での移動ということで考えている。それより奥の部分については考えていない。

(委員)

奥山は想定していないということか。公道沿い等でそのまま置いておくことに支障がある場合についての考え方か。

(事務局)

奥山は想定していない。あくまでも、公道沿い等でかつ伐採木が公道や沢への流出の恐れがある場合に限っての考え方である。

(委員)

愛知県が30番目の取り組みと言うことで、すでに29県では検討されてきたことだと思う。良い事例、失敗例などを示して頂いたうえで説明して頂けると整理がしやすいと思う。

(委員長)

一般的に奥地林などでは、搬出運搬に経費がかかり、利益に繋がることを想定されずにきたが、今回公道沿いということで、運搬等の経費があまりかからないことからこのような検討が必要となっている。

(事務局)

他県では、公道沿いという考え方の取り組みが無く、あまり検討されてこなかった。

(委員)

切り捨て伐採の弊害として公道へ悪影響が出るということであれば、公道沿いに近いところでは、材が搬出されることは理解できる。しかし、税金の公平性を考えると、判断が難しい。

(事務局)

所有者の意志ではなく県の判断で整備をすること、県の事業に協力いただくこと、協定等による制約、事業にかかる立会等の手間などもある。所有者の負担が全くないわけではない。そういったことを考えると、この事業においては全く収益があってはならないと厳しく言い切ることは難しい。現場へ出てくる手間賃程度の収益があっても妥当ではないか。ということ、この仕組みの中で理解いただくように説明していきたい。

(委員)

所有者に何らかのメリットが残ることはあってもよいと思う。危険性という観点から移動するということは理解できると思う。説明できない部分が出てくるのが懸念される。例えば、現場の立会いにおいて、所有者の意向に委ねると、搬出したい場合もある。その場合、搬出に向けての伐採、玉切りが必要なケースもあるはずで、そういった場合にどのように説明していくのか難しいと思う。危険なところとかについては皆さんが納得できると思う。そうではないところについてどう説明するかが問題。そこを聞きたい。

(事務局)

同様の心配をしており、あくまで安全対策で移動することとしており、危険なところ以外については移動しない。これを大前提としている。したがって、資料のとおり範囲や条件も定めたいと思っている。このような場所に限って、直接的に道路に影響を及ぼす範囲とかとしている。ご心配されているように、危険でないところは、所有者の意向があっても、この事業では間伐材の移動をしないと考えている。ただし、基準どおり杓子定規に決められるものではないかもしれない。現場での難しい判断も必要になってくると思っている。

(委員)

地域ごとにまとめていくことになると思うが、地域毎に異なった基準であってはならないと思う。人間関係もあり、難しい問題になりかねないので、地域に任せるとすると任される側はつらい。地域の実情など理解した上で進めて欲しい。

(委員)

所有者への配慮をすることは大切だと思うが、危険性がある場合においてのみ、安全性確保のために必要に応じて道端まで移動することとして、そうでない時は、所有者自らの負担で移動していただくという整理がよいと思う。

(委員長)

いろいろな意見があり、ここでまとめることは難しい。意見をふまえてまた判断して頂きたい。

(事務局)

設計の歩掛りも検討し、問題の無いようにしたい。

(委員長)

いずれにしても、公道沿いと言うことで、伐採木が流出し、道路に影響が出ることは防がなくてはならない。

(委員長)

また何かあれば事務局へ連絡していただくこととし、本日の議題はこれで終了とする。